

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和2年9月11日から令和3年1月12日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年9月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン綾羅木ショッピングセンター
所在地 下関市綾羅木新町三丁目2番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後9時まで	午前0時から午後12時まで

4 届出年月日

令和2年8月28日

5 変更年月日

令和2年10月1日